

第15回盛岡地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成20年7月14日(月)午後2時30分～午後5時00分

第2 開催場所

盛岡地方裁判所大会議室(5階)

第3 出席者

(委員)

伊藤紘基, 内田浩, 大森紀代美, 川上博基, 川嶋静夫, 河辺邦博, 佐々木直人, 菅原唯夫, 田中寿生, 千田耕一, 中川一人, 西尾博子(五十音順, 敬称略)

(庶務)

佐藤地裁事務局長, 太田家裁事務局長, 本郷民事首席書記官, 鹿内刑事首席書記官, 島田地裁事務局次長, 大山家裁事務局次長, 藤原地裁総務課長, 宍戸地裁総務課課長補佐, 嶋田地裁庶務係長

第4 盛岡地方裁判所委員会議事

1 所長あいさつ(伊藤委員長)

2 新委員の紹介, あいさつ

3 委員長代理の氏名(伊藤委員長)

前委員長代理である杉山委員の4月1日付け異動に伴い, 委員長代理として新たに田中委員を指名した。

4 配布資料の説明(伊藤委員長)

5 裁判所における取組状況報告について

(1) 前回の補充説明

ア 判決のHP掲載について

イ 簡裁代理人の関与状況について

ウ 裁判所HPの周知方法について

(2) 広報活動状況等について

ア 小学生夏休み企画「Let's Try 裁判員」の開催について

イ 憲法週間行事「審理」上映会について

6 議事テーマ「裁判手続の準備と課題」及び「広報の準備状況と課題」の意見交換等

(1) 基本説明等

意見交換に先立ち、次のとおり説明などがなされた。

ア 裁判員裁判手続の準備状況について（刑事部）

イ 裁判員制度に関する広報の実施状況と課題について（庶務）

(2) 意見交換

議事テーマ等に関し、概略、次のような意見交換がなされた。

先日、模擬の裁判員選任手続に参加したが、パソコンを使って抽選していたようであるが、パソコンでの抽選は、裁判員候補者にはよく分からない形で行われていて、裁判員候補者には後で結果だけが知らされたただけだったが、それでよいのか疑問に感じた。

裁判員を抽選するときは、抽選用のソフトを使ってパソコンで行うこととなっている。裁判員を選ぶときの抽選については、現在、検察官や弁護人がいる質問手続室で行うか、裁判員候補者がいる待機室で行うか検討をしているところである。

裁判員裁判において、短期集中審理になると思われるが、長期化を避けるために真相究明が害されるということであれば本末転倒であると思う。

短期集中審理になったとしても、必要な真相究明はなされなければいけない。これまでの裁判は、膨大な証拠に基づいて、様々な点について主張、立証がなされ、裁判官はそれを持ち帰って丹念に読み込み、場合によっては当事者の主張に出てこないところまで含めて詳細な事実認定をしてきた。そうした真相解明により裁判に対する信頼が得られてきた面あると思うが、真相解明をする上で意義があるのは何かと考えた場合、事実関係に争いがある場合はその争われている事実であり、量刑を決める上で影響のある重要な情状であると思う。これらの点について、裁判員もきちんと心証がとれて的確な判断ができるよう、真相究明がなされる必要があると考えている。一方で、有罪の有無や量刑を決める上で重要な情状に関しない細かな事実など、核心部分から遠い事実関係については、絞っていくということになると思う。

裁判所からは、裁判員裁判は短期間に終わるとか、そんなに大変でないという説明がされているようだが、むしろ裁判員は大事なことだとか重要な役割を果たすんだということを知らせていくことが必要ではないかと思う。裁判員の負担を軽減をする工夫をしているのは分かるが、その分スピードに重きを置きすぎているのではないかという気がする。

本来必要なことを削ってまでスピード優先をしようということではない。実際に公判前整理手続を行って審理に入ってみると、まだ証拠の中には真相の解明にあまり関係のないものもあるように思う。それを核心部分に関するものに厳選していこうということである。

国民は皆裁判員の仕事が重要なものだということには分かっていると思う。その上で、国民にとって負担があるのも事実なので、できるだけ負担を軽

減する工夫をしているということを理解していただきたい。

今までの裁判では、法律専門家だけであったので、事件を抽象的な言葉で理解してもらっていたが、裁判員が参加してきた場合には、言葉だけでは分かりにくいので、映像化して目で見て分かってもらうようにすることも考えている。図表を使ったり、プレゼンテーションのときにパワーポイントを使ったりして、映像により、はるかに審理のポイントも分かりやすいものとなるようにしている。また、証拠についても、細かな経緯や背景事情をやりすぎてきたと思う。一方重要なものは何かという観点から絞り込めば、従前は10個挙げていたものを3個に絞ってやれると思う。今後も裁判所、弁護士会とも相談しながら検討していきたいと考えている。

2年前に模擬裁判を経験した。そのときは難しかったが、勉強になったし、市民で作る制度が始まるんだと実感した。ただ、仲間と話していても岩手の女性は、このアンケート結果に出ているとおり、大きな不安を抱えていると思う。それは、参加する環境が整っていないというのではなく、まじめであるがゆえに、もっと深いところで、他人の運命を決めることについて、自分のこととして考えすぎるあまり引いてしまっているということである。また、最近はメディアでもこの制度は大丈夫なのかという不安を煽るものが見受けられるし、逆恨みされるから裁判員になることは辞めた方がいいと言っている人もいる。また、裁判員裁判が始まったときに、結論に対して批判をするような記事が出たときには、裁判が終わってからも裁判員は重い負担を感じるのではないかと思う。裁判員制度が周知されるにつれ、不安は大きくなってきていると思う。

評議についてであるが、岩手大学と岩手弁護士会とで模擬評議を行ったが、素人は専門家の意見に流されやすいと感じたので、裁判官としては、そのようなことを避けるためにどのように考えているのか。

自分で模擬裁判を経験してみて、やはり他の人の意見に影響されると感じた。

裁判員裁判では、裁判官が3人いるし、裁判員が分からないことは裁判官が説明するとなっているが、結論として、従来の裁判と同じような量刑になるのか。従来の5年であったものが裁判員が入ることで10年になったり、その逆だったりすることがあるのか、模擬裁判の結果としてどうなっているのか教えてもらいたい。

そのような情報は一切聞いていないし、模擬裁判は裁判員制度の問題を洗い出すトレーニングに意識を置いたものであって、決まった結果に近づけるためにやっているものではない。裁判員には、それぞれの視点から率直な意見を述べていただくことが必要であって、裁判官も評議に加わる1人として、自分の過去の経験を踏まえた意見を述べることはあってもそれを押しつけることはしてはいけないと考えている。裁判員を含めていろいろな意見が出る中で結論を出していくことになる。量刑については、過去の一定の罪名と条件から検索した量刑データを提供することになると思う。

素人には法律専門用語が分かりにくいので、分かりやすく置き換える必要があると思うが、分かりやすくすればその言葉の実体を正しく理解できるとは限らないのではないか。

法律専門用語については、それが難しいからといって、その用語を単純に別な言葉で言い換えるだけでは正しく理解されないと思う。その点については、裁判所としても、法概念について整理し直して、裁判員に分かりやすくかつ理解してもらえる表現を研究している。また、検察官、弁護人にも、分かりやすく主張してもらおうほか、裁判所からも分かりやすい説明をするよう配慮しているところである。

いろいろ議論はあるが、未だに分からないのは、どうして裁判員制度を導入しなくてはいけないのかということである。その辺が明確になっていないので、その下の議論ばかりがされているように思う。アンケート結果をどう見るかもあるが、これは裁判員制度の導入に消極的な意見の方が多いのであって、そうであれば、こういう制度を導入するのは間違いではないかと思う。何故今裁判員制度を導入しなければいけないのかを国民に説明すべきであろうと思う。

個人的な意見として聞いてもらいたいですが、従来の審理の在り方はそれなりに一定の信頼を得ていたと思う。ただ、従来の審理を振り返ってみると、裁判の内容、審理の在り方、判決の書き方を含めて、必要以上に専門化し過ぎていて、そのために必要な範囲を超えて詳細な審理が行われていて、裁判を傍聴してみても何をやっているのか分からないところがあったと思う。詳細な裁判のために当事者も詳細な主張や立証をするし、裁判所は裁判所で一生懸命記録を読んで、当事者の主張立証をさておいてでも説得力のある判決をするという感じであった。それはそれで一定の評価は得てきたとは思いますが、将来を考えたとき、今後ずっと専門性を突き進んでいって、分かりにくい、だけど判決は出たということではよいのかということだと思う。そうであれば、判断するのが必要な事項はこれであると示し、それについて審理の過程を含めて、もっと説明責任を果たしていかなければならないのではないか。そこで、審理や判断の中でいろいろな視点を反映させたものとし、分かりやすい評議、そのためのポイントを押さえた分かりやすい審理をしていくことができるための新しい制度として導入されるのだと思う。

我が国独自の新しい制度なので、最初は思ったように行かないという面はあるかもしれないが、だから従来のままがよいというのではなくて、この機会に新しい制度にチャレンジしていくことが将来的にはよいのだと思う。国民にとって負担があるかもしれないが、国民に分かる司法を維持していくことが大事だと思う。

裁判員制度が導入されるということで、刑事手続において変わってきた部分がある。従前は被告人の供述の任意性があるか信用性があるかで法廷で延々とやりあっていたが、その点については、取調べの可視化などが実現してきている。これは、以前には考えられなかったことで、裁判員制度の導入の意義といってよいと思う。

パンフレットを見て家族と話したときに、家族は、裁判の知識もない、やる気もない、興味もないで、「裁判員になるはずはない。」といった反応だった。やりたくないという回避心理からそういう反応になったと思うが、実際に裁判員になる可能性の少ない段階でいくら話をしても理解しないと思うので、名簿に載ったとき、裁判員候補者として呼ばれたとき、裁判員に選任されたとき、それぞれの段階に合わせた勉強会、PR活動を考えていいのではないか。

段階ごとの勉強会のようなものを行うことは考えていない。勿論、裁判員制度について質問があれば対応していくことになるし、各段階で適切な対応をしていきたいと考えているが、具体的にどのような工夫をしていくかは現在検討中である。また、これについては、事前にどのような広報をしていくかも考えないといけないと思う。

ただ、裁判員に選ばれたときには、裁判や法律に関する知識がなくともできるよう、刑事裁判の一般的な流れを説明したり、また、審理に入った段階では、適宜休憩をとって、争点はこういうことだと説明してそこを中心に見たり聞いてもらいたいと説明したり、終わった後で休憩をとって確認をしたりしていきたいと考えている。

資料の中に「1年間に選ばれる裁判員の割合が6300人に1人」という記載があるが、この数字であれば自分は選ばれないだろうなと思うと思う。これは、県民を安心させるために作ったものなのか、一生涯でみると、20人に1人となっているので確率は高いと思うがどうか。また、裁判員を依頼するのであれば、この確率の数字はあまり要らないのではないか。

「6300人に1人」という数字は、どちらかというところかなりの確率で選ばれるということに使わせてもらっている。名簿に載る確率が500人に1人というところ、500人規模の企業であれば必ず1人は選ばれるということであり、そういう意味では、当たる確率があるということでも理解してもらっている。それが一生で考えると、20人に1人であるから、近所の人は必ず1人は選ばれるということなので、そういう意味で使わせてもらっている。

先程裁判員に対して勉強会を考えていないのかというお話があったが、裁判所としては、県民の不安な気持ちを解消してもらいつつ、裁判員裁判を理解していただくため模擬評議を多く行っていきたいと考えている。実施の方法について要望があれば、それに沿った形での模擬評議を行いたいと考えているところであり、希望があれば是非申し出ていただきたい。

先日模擬裁判を傍聴したが、法曹三者の準備が十分でなかったように感じた。検察官の冒頭陳述は、大型ディスプレイが利用できなくて傍聴席では聞くだけだったし、弁護人も追究が十分でなかったと感じた。また、右手、左手を間違えて話していたり、もっと緊迫した形で行うべきではないかと感じた。

大型ディスプレイを使わないのは、意図的にそのようなことをしたということであったようである。ただ、傍聴席に写しを配るなどの配慮はあってよかったか

などは感じている。

世の中では、想像できないような事件が起きている。逆恨みをされたりと被害を被ることがないか心配である。そのような世の中の女性の不安を解消するような方法を考えないと、前に進まないのではないか。

裁判員になった場合には、裁判員個人の氏名、住所などは出さない、プライバシーには十分配慮するということは説明してきた。評議の中でも誰がどういうことを言ったか出ないし、判決にも名前が載らないことになっている。ただ、法廷に顔を隠して出るわけにはいかないのです、その点はやむを得ないと思っている。また、裁判員に危害が及ぶ可能性がある極めて危険な事件については、裁判官のみで審理することができることになっている。また、裁判員に不当な目的で近づいた場合には、制裁があるということになっている。

裁判員に選ばれて法廷に入ったら、知っている人が傍聴席にいたというときはどうなるのか。

法廷にいて知り合いが傍聴席にいるということはあると思う。問題は、そういう人が不当に裁判員に近づいてきたときだと思うが、不安を感じた時にはすぐに相談してもらうことが大事である。その関係者が法廷で騒ぎ出すということがあれば、退廷してもらうことも可能だし、危険があるようであれば、傍聴する人全員に対して金属探知器でチェックするということも可能である。

第5 次回委員会について

開催日時及びテーマについては、確定次第、庶務担当から委員に対し通知することとした。

第6 閉会

以 上